

2 臨時総会は、会長が招集する。

(運営委員等)

第8条 このクラブに、役員として運営委員若干名、監査委員1名を置く。

- 2 役員は、総会の場において会員の互選により選出する。
- 3 運営委員は、会長1名、会計1名を互選する。
- 4 会長は、このクラブを代表し、運営委員会の決定に従って業務を処理する。
- 5 運営委員は、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行う。
- 6 役員の任期は2年とし、定数の2分の1ずつ改選する。但し、再任を妨げない。
- 7 事務局長は、会長が会員の中から選任する。
- 8 事務局長は特別会員とし、会長の指示に基づき、当クラブの対外的窓口事務を担当する。

(運営委員会)

第9条 運営委員会は、少なくとも年1回開催するほか、会長が必要と認めた場合に開催する。

- 2 運営委員会の招集は会長が行う。
- 3 運営委員会の議長は会長がこれにあたる。
- 4 運営委員会に付議すべき事項は、会則及び総会の決議により運営委員会に委ねられた事項、その他このクラブの管理運営上必要と認める事項とする。
- 5 運営委員会の議事は、運営委員総数の過半数によって決する。
- 6 運営委員は、代理人によって議決に加わることはできない。
- 7 監査委員は、運営委員会に出席して意見を述べることができる。
- 8 運営委員会は、必要に応じ会員その他の者を出席させて意見を徴することができる。

(監査)

第10条 このクラブの会計事務は、監査委員によって監査する。

- 2 監査委員は、監査の結果を総会で報告する。

(会計)

第11条 このクラブに会計を置く。

- 2 会計は、このクラブの現金の出納その他会計事務を行う。

(年会費等)

第12条 第4条の運営及び活動に要する経費に充てるための会費等は次によるものとする。

- (1) 入会金正会員10,000円
準会員なし
家族会員なし
 - (2) 年会費正会員12,000円
準会員6,000円
家族会員2,000円
特別会員免除
休部会員3,000円
 - (3) 寄付金等
- 2 年度途中の入会にあっても、年会費は前項の額とし、入会の申し込みと同時に納入しなければならない。
 - 3 年会費は前年度の3月31日までに納入しなければならない。

(活動年度)

第13条 このクラブの活動年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

ラジコン保険の適用範囲について

- 1 ラジコン保険はラジコン操作で自分以外の人・物に被害を与えた場合にのみ適用されます。
※ 尚、事故が発生した時は、直ちに会長に連絡し、会長若しくは会長が指示した役員が事故の状況を確認する事を基本とする。
- 2 自損事故(操縦者の所有する自動車や自身の怪我等)は、保険の対象外です。
- 3 ラジコン保険は、アカシヤ模型クラブの会員のみが対象です。
- 4 保険の適用対象となる飛行場所は、アカシヤ模型クラブの飛行場に限定されます。
但し、冬季間、飛行場近くの堰堤上からの飛行や水上飛行会など複数のクラブ員が参加している場合は、保険が適用されます。
- 5 クラブ員1名のみで飛行させていた場合(保険適用上、好ましくありません)は、以下の対応となるので留意願います。
 - (1) アカシヤ模型クラブ飛行場含め、飛行場所を問わず、事故が発生した場合は必ず会長に速やかに連絡すること。
尚、善良な第三者の証人がいる場合を除いて、事故状況を証明する者がいない場合は、保険の適用外になることに留意願います。
 - (2) クラブ員1名が友人等を同行していた際に事故が起きた場合、事故の確認者がクラブ員に同行した者のみで有る場合は、第三者から疑問を持たれることの無いよう十分注意すること。
- 6 クラブ員が複数いる中で事故が起きた場合は、以下の対応とする。
 - (1) アカシヤ模型クラブ飛行場又はそれ以外の場所で事故が起きた場合は、事故当事者以外のクラブ員が確認すること(確認者は複数が望ましい)。
事故状況を確認後、速やかに会長へ報告すること。
 - (2) メーカー又は模型飛行機連盟等が主催する大会に参加したアカシヤ模型クラブ員の事故については、大会関係者に確認をお願いするとともに、事故の状況及び事故対応等について会長に報告すること。